

要 望 事 項	(1) 離島海空路の充実強化
------------------	----------------

要望先 港 湾 局

(総 務 局)

(要 旨)

島しょ地域の振興の根幹をなす海空路の確保と整備を積極的に図られたい。

- ① 伊豆諸島・小笠原諸島航路体系の整備・拡充及び改善
- ② 航空機等就航率の向上及び飛行の安定性確保のための施設整備
- ③ 離島住民負担軽減施策の実施
- ④ 本土及び島間コンピューター空路の整備並びにヘリコンピューター定期空路の充実整備
- ⑤ 二見栈橋船客待合所の観光機能の整備及び二見港の乗降施設の整備
- ⑥ 東京（竹芝）から伊豆諸島・小笠原諸島航路を「海の都道」として認定
- ⑦ 伊豆諸島・小笠原諸島航路を包括した在り方の検討
- ⑧ おがさわら丸・ははじま丸代替船建造に係る予算の確保

(説 明)

伊豆諸島・小笠原諸島における航路確保と交通体系の整備は、島しょ地域の振興の根幹をなすものであり、「海の都道」として運賃補助・船舶の確保（修繕、新規建造を含む）などについて、強力な支援が必要である。

さらに、国、東京都、各町村及び航路事業者を交えた「東京都離島航路地域協議会」において、離島航路の確保・維持・改善のための調査・検討を行っているが、島しょ住民の生活安定及び向上の視点を踏まえ協議を進めることが重要である。

要 望 事 項	(2) 島しょ地域の航空路線の維持
------------------	-------------------

要望先 港 湾 局

(要 旨)

需給調整規制廃止後の不採算航空路線の事業者に対する国及び都の運航費補助による支援を継続的に行われたい。

(説 明)

離島における航空路線は、船便による時間的な余裕がなく、短時間に内地と往復しなければならぬ時の交通手段であり、住民が安心して日常生活を送るために不可欠なものである。

しかし、ほとんどが不採算路線である東京の離島路線については、需給調整規制の廃止により、運航事業者の撤退が予測される。

したがって、国及び都による継続的な運航費補助が必要である。

要 望 事 項	(3) 離島航路補助制度の継続
------------------	-----------------

要望先 港 湾 局

(総 務 局)

(要 旨)

島しょ地域住民には不可欠な、生活路線としての航路を維持するための離島航路補助等を継続されたい。

(説 明)

離島航路は、島しょ地域住民の生活路線であり、離島地域の産業振興にとっても不可欠なものである。

しかし、離島航路は、収益の向上が見込めないことが多いのに対し、経営改善カット制度が一律に適用され、また、欠損補助にかかる標準単価が全国均一の基準で算出されることから、一部の航路では欠損補填が十分に行われず、累積欠損が増加するなど運営が大変厳しい状況にある。離島航路を維持していくため、経営改善カット制度を見直すことや、地域、航路の特性にも十分配慮した標準単価の算定方法に改善することなどを国へ働きかけること及び補助制度を継続していくことが引き続き必要である。

また、実質的な運賃値上げとなっている燃料価格調整金分について、島しょ振興と航路安定化を図るため、利用者への負担とならないよう補助等を実施する必要がある。

要 望 事 項	(4) 小笠原空港の開設に向けたP I の  早期実施
------------------	-----------------------------------

要望先 港 湾 局  
(政策企画局)  
(総 務 局)  
(都市整備局)  
(環 境 局)

(要 旨)

小笠原空港の開設に向け、検討が進められている空港整備に係る計画案を国（国土交通省航空局）の助言のもとに、できる限り早期に取りまとめ、その上で平成21年6月に策定済みである「小笠原航空路パブリック・インボルブメント実施計画書」に基づくP I活動を早期に実施されたい。

(説 明)

小笠原諸島が日本に復帰した当初から計画され検討されてきている小笠原空港については、紆余曲折を経ているが、結果として、間もなく復帰50年を迎えようとする現在においても、その開設の目途が付いていない現状である。

その間、東京都においては、毎年度、調査を精力的に実施され、検討を積み重ねてきていることは承知しているところであるが、他の空港整備に比べても、計画案の取りまとめに多くの時間が費やされている。

また、東京都の小笠原空港に関する情報として、課題の整理や検討、調整を進めていく旨が伝えられているが、「いつまでに」という具体的な情報がない状況である。

航空技術開発の動向は目まぐるしく変遷しているが、現在、東京都において検討が進められている3つの空港計画案についても、過去の空港計画案の内容と比べて、現実的で、かつ方法論として実現可能性のある案も含め検討している現状の中で結論を出すべきであると考えます。そのために、3つの計画案について、精力的に課題解決の調整、検討を行い、それを取りまとめ、事業主体として小笠原空港の事業化に取り組むか否かの判断材料の一つであるP Iを早期に実施していただきたい。

要 望 事 項	(5) 海岸保全区域指定と海岸保全事業  の促進
------------------	--------------------------------

要望先 港 湾 局  
(環 境 局)  
(建 設 局)

(要 旨)

地理的条件から台風時等の災害が多発する恐れのある地域について、保全区域の指定と海岸保全事業の一層の促進を図られたい。

① 海岸保全事業の促進

ア 海岸保全事業費の増額及び事業の促進

(大島町・利島村・新島村・三宅村・御蔵島村・八丈町)

イ 未指定区域における海岸保全区域指定の促進 (大島町・御蔵島村・青ヶ島村)

ウ 海岸漂着・漂流ごみ処理への対応促進及び財政措置

(大島町・神津島村・御蔵島村・青ヶ島村・小笠原村)

エ 台風で崩落した筆島海岸の侵食防止事業の実施 (大島町)

オ 弘法浜大金沢流域整備事業の実施 (大島町)

カ 離岸堤の整備促進及び小型船施設東側部の崩壊対策の促進 (利島村)

キ 新島近海地震により崩落した海岸の侵食防止事業の実施 (利島村)

ク 新地から亀石海岸の侵食防止計画の策定 (利島村)

ケ 前浜海岸の侵食対策及び安全施設の建設促進 (新島村)

コ 和田浜海岸の整備促進 (新島村)

サ 羽伏浦海岸の侵食防止 (新島村)

② 海岸環境整備事業の促進

ア 本村前浜、若郷前浜の海岸環境整備事業の促進 (新島村)

(説 明)

波浪及び潮流による侵食から海岸を保全し、地理的条件から台風等の災害の恐れのある地域について、沿岸住民の不安を一掃するため、海岸保全区域の指定、海岸保全事業及び海岸環境整備事業を促進することが必要である。大島町では、平成25年の台風26号により、海岸の侵食が進行し崖地の一部が崩落したため海浜は未だに危険な状態であり、健全な海浜利用のために整備が急務となっている。

また、事業によって生じた長浜海岸の侵食が未だ自然復元されないままになっており、原因調査も終了していることから早急な対策が必要である。

なお、これまで処理責任の所在が曖昧であった海岸漂着・漂流ごみについては、町村の経費負担で処理してきたが、海岸漂着物処理推進法により漂着物等の処理責任が海岸管理者にあることが明確に定められた。

については、都において海岸と一体である港湾・漁港施設や河川の維持に係る漂着・漂流物等の管理と併せ、海岸漂着物等の処理に当たられるとともに、町村が協力できる体制整備が必要である。

要 望 事 項	(6) 港湾・漁港の整備促進
------------------	----------------

要望先 港 湾 局

(要 旨)

島しょ地域の振興を強力に推進するため、港湾・漁港の整備を促進されたい。

① 港湾・マリーナ整備の促進

- ア 船客待合所の建設及び施設の充実
- イ 波浮港の防波堤の整備（大島町）
- ウ 元町港・岡田港駐車場の拡幅等の整備促進（大島町）
- エ 漁船の増加と大型化に対応するための泊地の整備促進（利島村）
- オ 利島港西側岸壁西側の越波対策のため消波ブロックの設置（利島村）
- カ ジェットfoil就航に伴う十分かつ安全な接岸を確保できる静穏性に優れた港湾施設の早期整備（利島村・新島村・神津島村）
- キ 新島港の岸壁の整備促進及び本堤の泊地の拡大（新島村）
- ク 連絡船「にしき」の発着岸壁及びB堤入口の維持浚渫（新島村）
- ケ 新島マリーナの整備促進（新島村）
- コ 神津島港沖防波堤の整備（神津島村）
- サ 神津島港の整備促進（神津島村）
- シ 神津島港緑地施設西側に面した護岸（防波）の消波ブロック等の増設（神津島村）
- ス 三池港防波堤の整備促進及び三池海岸離岸堤の整備促進（三宅村）
- セ 御蔵島港及び小型船施設の整備促進（御蔵島村）
- ソ 御蔵島港の漁港機能としての泊地の静穏度の早期整備（御蔵島村）
- タ 御蔵島港の新岸壁の早期整備（御蔵島村）
- チ 青ヶ島港の港湾整備の促進（青ヶ島村）
- ツ 青ヶ島港の漁港機能実現を目途とした泊地の早期整備（青ヶ島村）
- テ 扇浦港湾施設の整備（小笠原村）
- ト 沖港（なぎさ公園）の整備促進（小笠原村）

## ② 漁港整備の促進

- ア 漁港・漁場整備長期計画の促進
- イ 羽伏漁港の整備促進及び定期船接岸岸壁の整備（新島村）
- ウ 若郷漁港の整備促進及びジェットフォイル接岸補完港としての整備促進（新島村）
- エ 三浦漁港の整備促進（神津島村）
- オ 伊ヶ谷漁港の避難港としての整備促進（三宅村）
- カ 阿古漁港の整備促進（三宅村）
- キ 南郷漁港の整備促進（御蔵島村）
- ク 母島漁港（東港）の整備促進（小笠原村）

### （説 明）

島しょ地域における港湾・漁港の整備は、住民生活を支える漁業・観光産業の振興を図るうえで欠くことのできない重要な課題である。

しかし、気象条件によっては入港しながら接岸、荷捌きが容易にできないという状況があり、さらに加えて観光シーズンにおける来島者への快適なサービスの提供が十分できないなどの現状がある。そのため、これらの課題の解決に向けて積極的な対策が必要である。

また、平成14年4月から伊豆諸島北部の島しょにおいて小型高速艇ジェットフォイルが就航しているが、特に冬季には就航率が激減し、住民生活に対して重大な影響を及ぼしている。このため、ジェットフォイルを十分かつ安全に接岸させることのできる静穏性に優れた港湾施設の整備が早急に必要である。

さらに、御蔵島村については港が北側しかなく、季節風の強い冬場の大型客船の就航率は時に20%を下回る現状にあり、地域の特性に適した新岸壁の早期整備が必要である。



要 望 事 項	(7) 島しょ貨物運賃補助制度の充実
------------------	--------------------

要望先 港 湾 局

(総 務 局)

(要 旨)

島しょ地域住民の生活安定と生産物の流通対策のため、次の事項について補助の充実及び補助対象品目を拡大されたい。

- ① 島内主要生産物に対する補助率（50％）の継続と補助対象品目の拡大
- ② ガソリン等燃料輸送費への補助対象品目の拡大
- ③ 一般食料品等への補助対象品目の拡大

(説 明)

本補助制度は、島しょ地域住民の生活安定と生産物の流通対策に大きな成果を上げ、島しょ地域住民にとっては、欠かすことのできないものである。

したがって、島しょ地域の産業振興及び物価の安定を図るため、本補助制度の継続及び高騰するガソリン・一般食料品への補助対象品目の拡大が必要である。

特に、離島のガソリン価格は平成23年度に国の施策による「離島ガソリン流通コスト支援事業」により、助成制度が創設され、平成24年6月からは補助単価も上がっているが、依然として本土との価格差は大きい。その本土との価格差の大きな要因は海上輸送に係るコスト分であることから、島民生活の安定・島しょ地域の産業振興のため、補助対象品目とすることが必要である。

また、国に対しては「離島ガソリン流通コスト支援事業」の拡充、継続を働きかける必要がある。

なお、島特産品である「くさや」を生産するうえで必要な原魚は、島内の水揚げだけでは足りず、本土からの移入に頼り加工をしている。運賃高騰は、「くさや」生産者にとって大変な影響を及ぼしている。魚介類については、平成19年から補助対象品目に追加されたものの、補助対象範囲が限定されている。本土から島しょ地域への主要原材料の移入についても補助対象とする必要がある。

要 望 事 項	(8) 日の出・芝浦埠頭再開発に伴う  島しょ関連施設の整備
------------------	--------------------------------------

要望先 港 湾 局

(要 旨)

日の出・芝浦埠頭再開発事業が島しょ地域発展の拠点となるよう整備促進を図られた  
い。

(説 明)

日の出・芝浦埠頭再開発事業にあたっては、島しょ地域の産業振興及び島しょ住民の  
生活安定に寄与するため、島しょ農産物専用荷さばき場の設置、島しょ町村の関連施設  
の確保などが必要である。

要 望 事 項	(9) 島しょにおける燃油類の価格安定・格差是正に対する支援及び補助制度の創設
------------------	---

要望先      港 湾 局  
                 (総 務 局)  
                 (産業労働局)

(要 旨)

島しょ地域における燃油類（ガソリン・軽油・灯油など）の価格安定・格差是正に対する支援及び補助制度を創設されたい。

(説 明)

島しょ地域の住民は、地理的条件の中で、常に本土との経済的な格差を強いられており、特にガソリンについては「離島ガソリン流通コスト支援事業」により、一部、国の助成制度があるが、燃油類（ガソリン・軽油・灯油など）の価格格差は顕著であり、家計や地域経済に与える影響は非常に大きい。

また、基幹産業である漁業・農業用の燃油についても同様であり、島しょ地域の産業振興や後継者育成に大きな影響を与えている。

このことから、現状の島しょ貨物運賃補助の対象を燃油輸送費にまで拡充、及び新たな補助制度を創設し、島しょ地域の燃油類の価格安定・格差是正に取り組むことが必要である。

また、燃油類の価格安定・格差是正のための新たな制度の創設についても、国に対して強力に働きかけることが必要である。

要 望 事 項	(10) 離島のヘリポート整備に対する  財政支援、技術的支援
------------------	---------------------------------------

要望先 港 湾 局

(総 務 局)

(要 旨)

御蔵島村、利島村、新島村（式根島）、青ヶ島村、小笠原村(母島)のヘリポート整備に対する財政支援及び技術的支援を講じられたい。

(説 明)

御蔵島村などは空港未設置の離島であり、南海トラフ巨大地震等による津波が想定される中、非常災害時には中型以上の救助ヘリ等が離発着できるヘリポートがない。

このため、防災、救急医療等の観点から、中型以上の救助ヘリ等が離発着できるヘリポートの整備は住民の安全を確保するための必須条件である。御蔵島村など離島の財政状況は極めて厳しく、村単独での整備は不可能であることから、ヘリポート整備に対する東京都の財政支援が必要である。

また、ヘリポート建設にあたって、村では技術的知識を有する人材を確保することが困難なため、東京都からの技術的支援も併せて必要である。

要 望 事 項	(11) 希少生態系の保全
------------------	---------------

要望先 港 湾 局  
(総 務 局)  
(環 境 局)  
(産業労働局)  
(建 設 局)  
(教 育 庁)

(要 旨)

小笠原諸島への移入動植物が小笠原全域で固有の生態系を攪乱しており、自然環境全般の一体的な保全に向けた総合的な対策を講じられたい。

- ① 小笠原諸島に固有な希少動・植物で構成される生態系への移入種などによる悪影響の防止及び総合窓口の設置
- ② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害防除対策
- ③ 野ヤギ駆除対策の充実及び農業被害の防止
- ④ イエシロアリ総合対策の実施
- ⑤ ネズミ類対策の支援

(説 明)

① 小笠原諸島の希少動・植物からなる固有の自然環境は、野ネコ、イエシロアリ、野ヤギ、アフリカマイマイ、プラナリア、グリーンアノール、アカギ、クリノイガ、ガジュマル、リュウキュウマツ等の様々な移入種により、その生態系を攪乱され、希少動・植物は減少傾向にある。特に移入種の中には小笠原の気候風土に適合し大量増殖するものもあり、自然環境及び生活環境の双方に悪影響を及ぼしている。

移入種の中には生態系の中で循環の一部となりつつあるものもあり、駆除しただけでは逆に事態を悪化させる場合もある。例えば、属島部ではノヤギ駆除後、希少植物や在来植生の回復とともに外来植物の拡大も見受けられ、さらにはネズミ類の増加が懸念されている状況である。また、父島・母島では農業被害等が懸念される状況も生まれている。これらを一体的に捉えた総合的な対策が必要となっており、都においても取組の継続と対策の強化をお願いしたい。

さらに、小笠原においては、自然環境と生活環境が密接しており、世界自然遺産の価値を保全するために移入種対策等を実施するにあたっては、村民生活への影響を免れない。

また、世界自然遺産の価値に触れることを求めて訪れる観光客等の来島により、意図せず新たな移入種が持ち込まれるリスクにも常にさらされている。そのため、世界自然遺産の価値を継続して守りながら、人の生活や産業との両立を図っていくためには島民や来島者の理解を得るための総合的な普及啓発や情報発信が不可欠である。

② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害は、栽培種、部位共に拡大している。そのため、各栽培者（家庭菜園者を含む）及び行政機関は、農作物被害の防除と「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」「文化財保護法」等による保護の両立に苦慮している。については、農業分野における専門職の組織を持つ東京都において、長期にわたる生態調査や慎重な配慮の下での物理的防除実験をしたうえで、これらに基づいた農作物被害防除方法及び防除対策を確立し、普及することが必要である。

③ 父島においては、野ヤギはここ数年、相当数増加していると考えられており、農業被害も多く報告されているが、固有種等、貴重な植生への影響も懸念されている。

貴重な自然環境を保護する観点から、移入種排除、植生被害防止の枠組みで捉え、駆除の推進を図ることが必要である。

④ 父島では「人とシロアリの住み分け」方針によるシロアリ対策を小笠原村が継続的に実施してきたことにより相当の成果を上げているが、集落周辺や山林域では依然として猛威を振るい、固有植物を含む木質植物に大きな影響を与えている。特に集落内の都立大神山公園内で放置されている切株にイエシロアリが侵入しており、周辺への羽アリ拡散源となっているため早急な対策が必要である。

また、母島ではイエシロアリは生息していなかったが、平成10年に長浜トンネル記念植樹帯からイエシロアリが発見され、以後「根絶」方針によるシロアリ対策を小笠原村が行っている。しかし、平成24年に新たに蝙蝠谷仮置場でのイエシロアリ定着が確認され、同仮置場管理者の東京都が対策を講じている最中であるが、イエシロアリの生態から、敷地内だけでなく周辺を含めた対策が必要である。この他、東京都管理下の庁舎・職員住宅・農業センター・都営住宅・公園・港湾・漁港・高等学校敷地や外来樹木駆除事業に係るイエシロアリ蔓延防止対策を、事業主体の管理責任の下に講じていただきたい。

なお、平成6年の行政監察局の勧告に対する改善措置が十分には講じられていない

ため、勧告の意義を再認識したうえで、新たな小笠原諸島振興開発計画にも記載されたとおり、関係機関が連携して総合的な対策を引き続き推進する必要がある。

イエシロアリは、IUCN（国際自然保護連合）の「世界の外来侵入種ワースト100」にも挙げられており、生活環境と貴重な自然環境を保全する観点から、拡散防止や生態系攪乱被害防止も含めた総合的な対策の実施を強く要望する。

- ⑤ 昨年来から村内でのネズミ被害の増加が問題となっており、属島および父島・母島それぞれにおいて、早急な対応策が求められている。属島では世界自然遺産の中核的な価値である陸産貝類のネズミ類の食害による絶滅について懸念される危機的な状況であることから、より実効的な対策の実施と対策を担う体制構築・人材育成が必要である。

また、有人島においては、ネズミ類の増加による農業被害や村民生活にもさまざまな被害を与える可能性があるため、自然環境・住環境の両面に配慮した対策を強化・支援していただきたい。